



～子育てを温かいまなざしで～



 **児童虐待**のニュースが連日のように報道されています。「虐待」には、「身体的虐待」「心理的虐待」「性的虐待」「ネグレクト（養育保護義務の拒否・怠慢）」があります。保護者は「しつけ」のつもりでも、「子どもが耐えがたい苦痛を感じる」ならば、「虐待」にあたります。近年、虐待によって子どもの脳が萎縮し、自己肯定感の低さ、良好な対人関係が築けない等の影響が大人になっても残ることが脳科学の研究で明らかになっています。子どもの心とからだの健やかな成長にとって、虐待は「百害あって一利なし」です。

 **ただし**、虐待をしてしまう保護者を非難するだけでは虐待はなくなりません。多くの保護者は、生まれて来た子どもの誕生を喜びをもって迎えます。にもかかわらずなぜ虐待に至ったのか。そこには幾つかの要因が潜んでいる場合が多いとわかってきました。保護者の経済的困窮や成育歴、病気、育てにくい子、身近に頼れる人がいない育児、など様々です。



どこかの段階で支援や援助につなげることができないまま、悩み、孤立化し、精神的にも体力的にも追い詰められ、家庭という密室の中で「虐待」という最悪な結果に至ることが多くなっています。「親なら子どもをちゃんと育てて当たり前」という保護者自らの思い込みから、困っていても支援を受けようとしなない場合もあります。虐待を未然に防ぐための取り組みが求められています。



支援を必要としている保護者

に寄り添い、保護者の抱える問題を一緒に一つひとつ解決していくことが大切です。また自分の行為を虐待と気づかず子どもに不適切な養育をしている保護者に対しては、それが虐待であることを伝え、改善してもらえるように働きかけをします。子ども家庭支援センターの相談業務は、保護者に寄り添いながら行っていきます。

子どもを虐待から守るための5か条(厚生労働省リーフレットから)

1. 「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告は国民の義務)
2. 「しつけのつもり」は言い訳(子どもの立場で判断)
3. ひとりで抱え込まない(あなたにできることから即実行)
4. 親の立場より子どもの立場(子どもの命が最優先)
5. 虐待はあなたの周りでも起こりうる(特別なことではありません)

 **もちろん**保護者にどのような理由があろうとも、「子どもの命が最優先である」ことに変わりはありません! 「おかしいな」と思ったら、ぜひ通告を!! 虐待かどうかの判断は必要ありません。匿名でもかまいません。

 **子育て**中の親子を温かく見守る地域の目が、子どもの虐待を防ぐことにつながります。



東京都児童虐待防止
推進キャラクター



「子ども SOS カード」(子ども家庭支援センター作成)が、
小中学校を通じて児童生徒に配布されます。



(表面)

子どもSOSカード

なくられる
けられる
どなりつづけられる
ごはんをつくってくれない



こまったときはひとりでなやまないで♡

(裏面)

そうだんしてね!
ひみつはまもります!

☎そうだんでんわ

0428-85-1788

月~金(平日のみ)8:30~17:15



おくたままちこどもかていしえん
奥多摩町子ども家庭支援センター(きこりん)

子ども家庭支援センターは、虐待対応だけでなく、18歳未満の親子の
相談・支援を行なっている機関です。一人で悩まず、ご相談ください。

●職員や相談員(3名)、臨床心理士(2名)がお話を聞きます。

一緒に良い方法を考えていきましょう。(＊秘密は守られます)

●お母さん自身や、親子を対象にした事業を毎月行なっています。

お気軽にお問い合わせください。

●学童保育会入所や保育園入園や子ども・子育て支援推進事業の手続き、各種証
明書の発行等が出来ます。



発行：子ども家庭支援センター・きこりん 奥多摩町小丹波108番地 TEL：0428-85-2611

相談専用：0428-85-1788 相談専用メールアドレス：kikorin@town.okutama.tokyo.jp

インターネット：「奥多摩町 きこりん」 または



で 🔍 検索

